

4 欠席・欠課・遅刻・早退

(1) 欠席・欠課・遅刻・早退

注意事項をまとめてありますので、よく読んでください。

- ① 授業の出席は、原則として 45 分毎に確認を行う。
欠席...出席すべき日に、SHR を含めて当日行われるすべての授業に出席しなかった場合
欠課...授業を受講できなかった場合
遅刻...授業開始後 20 分程度までに遅れた場合（それ以後に遅れた場合は欠課とする）
早退...授業終了前 20 分程度までに退出した場合（それ以前に退出した場合は欠課とする）
- ② 各授業における遅刻と早退の和が 3 回で、欠課 1 回に換算される。
- ③ 欠席等をする（した）場合は、速やかに学生課教務係にある「欠席・欠課・遅刻・早退届」に記入し、担任の承認（印）を受け、学生課教務係へ提出する。
- ④ 疾病のため引き続き 1 週間以上欠席するときは、医師の診断書を添付する。
- ⑤ 緊急に欠席等をする場合は、担任又は学生課教務係へ電話して、登校した際に上記の届を提出する。

(2) 進級の要件

1 年間で出席しなければならない日数の 3 分の 2 以上に出席していないと、進級はできません。
また、各授業の出席時間数が総授業時間数の 3 分の 2 以上なければ、試験の点数やレポートの評価にかかわらずその科目は履修していない（授業を受けていない）ものとみなされ、単位認定されません。

(3) 公認欠席 *提出期限には気をつけて下さい*

出席日にクラブ活動等の大会参加や忌引等で授業を欠席することを校長が認めた場合、次の手続きを行えば、欠席・欠課扱いとなりません。出席日に欠席することが決まった場合は、学生課教務係にある「公認欠席願」または「忌引願」に記入し、学級・学科担任、担当教員（印またはサイン）を受け、**事前に**学生課教務係へ提出してください。

なお、やむを得ない事情により事前に提出ができない場合も、公認欠席期間の翌日（登校可能となる日）から、**一週間以内に必要書類**を学生課教務係へ提出しなければ通常の欠席・欠課扱いとなります。

事 由	用 紙	備 考
風水害、地震、火災等による災害 又は交通機関の事故	公認欠席願	第 1、第 2 学年の担当教員は学級担任 第 3～第 5 学年の担当教員は学科担任
忌 引	忌引願	第 1、第 2 学年の担当教員は学級担任 第 3～第 5 学年の担当教員は学科担任 ※ 公欠扱い期間は父母 7 日、 祖父母・兄弟姉妹 3 日、 曾祖父母・伯叔父母・従兄弟姉妹 1 日
校長が承認した行事等への学校 代表としての参加	公認欠席願	担当教員は指導教員
クラブ活動における公式試合参加	公認欠席願	担当教員はクラブ顧問 ※原則として、公認欠席が認められるのは 年度内 2 大会まで

感染症(別表)	公認欠席願	第1、第2学年の担当教員は学級担任 第3～第5学年の担当教員は学科担任 ※ 医師の診断書等を添付する ※ 病名、公欠扱い期間（学校保健安全法施行規則第19条に定める出席停止期間）は別表を参照
就職及び編入学試験受験	公認欠席願	担当教員は卒業研究担当教員
その他校長が認めた場合	公認欠席願	担当教員は指導教員等

(別表) 感染症の種類と出席停止期間の基準

	病 名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第3種の「その他の感染症」は、学校で流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症としての措置をとることができる感染症である。

（４）通学時の突発的な交通渋滞及び公共交通機関の遅延が発生した場合について

上記の影響で渋滞に巻き込まれ、授業に遅れた場合は、まず自分の住所および遅刻した理由を科目担当の先生に申し出てください。その後、科目担当から申し出た皆さんに対し事実確認を行い、認められた場合は遅刻・欠課扱いとはしません。

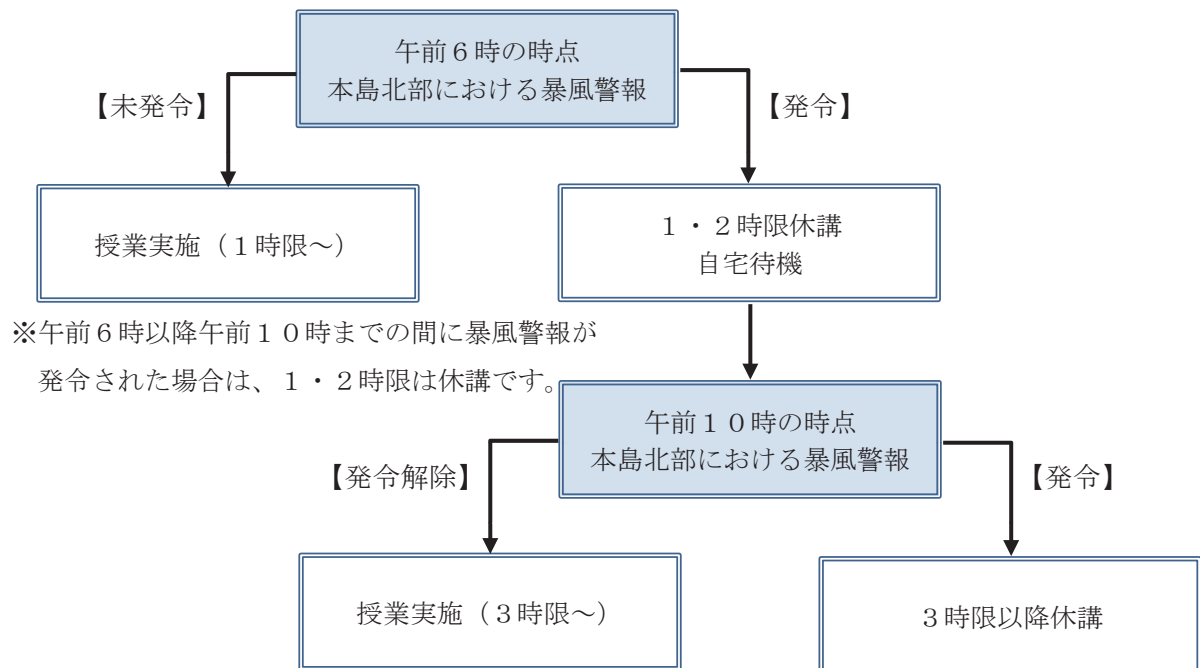
（５）暴風警報の発令に伴う授業等の取扱い

暴風警報が発令されたときの授業及び定期試験の取扱いの基本方針は次のとおりです。

台風の大きさ、強さ及び進路等の情報を総合的に勘案してその都度判断します。

授業等の取扱いは、メール及び本校 Web サイト等により周知するので、情報に注意すること。

（特に周知がない場合は次の取扱いとなります。）



※

- ① 自宅の所在する地域に暴風警報が発令されている間は、自宅待機とする。
- ② 自宅の所在する地域の暴風警報が解除され、授業等のため登校する場合は、道路情報等に充分注意し、安全が確保されたことを確認後登校すること。
- ③ やむを得ない理由により授業等を欠課した場合は、3日以内(土日を除く)に公認欠席等の所定の手続きを行うこと。

（６）予備日について

予備日は、暴風警報発令、インフルエンザの集団発生等不測の事態により休校及び休講となった日における授業及び学校行事等を実施する日です。

従って、授業及び学校行事等を実施する場合は、必ず登校し授業等を受ける必要があります。授業等に出席しない場合は欠席の扱いとなります。課外活動は、顧問教員と相談のうえ、実施することができます。

5 成績評価

成績の評価については、「沖縄工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年の課程の修了及び卒業の認定に関する規則」によって規定されています。

(1) 授業科目の評価

成績評価の方法は、授業科目や担当の教員によって異なります。シラバスでは、各授業科目の評価方法について、授業担当の教員が具体的に説明しているので、参考にしてください。

(2) 評価点と評語

単位の認定は学年末成績によって行い、評価点によって「S」から「F」までの成績がつけられます。成績が59点以下（評語「F」）の科目は不合格となり、単位認定されません。

評価点（100点満点）	評 語
90点以上	S
80～89点	A
70～79点	B
60～69点	C
59点以下	F

※ 評価は絶対評価で、どの評価点にも人数の制限はありません。

(3) 家庭への通知

定期試験・中間試験が実施されてから約1ヶ月後に、各学生の保護者の方々へ、その学生についての科目別評価点、学級・学科内席次、欠課時数、欠席日数等が記載されている個人別成績表が送付されます。これによって保護者は学生の学習の成果を知ることができます。

6 学年の修了及び卒業の認定

(1) 学年修了の認定

当該学年における修得すべき科目の単位を修得（学年末成績がすべて60点以上（評語「C」以上）であること）すると進級できます。

また、**59点以下の科目**がある場合でも、以下の①～④の条件をすべて満たしている学生は、進級認定会議の審議結果により**仮進級**が可能になります。

- ① その学年で修得※1すべき科目をすべて履修※2していること。
- ② 第1学年、第2学年及び第4学年においては、未修得の科目の単位数が10単位以内であること。第3学年においては、第1学年及び第2学年の単位を全て修得し、かつ未修得の科目の単位数が4単位以内であること。
- ③ 出席日数が、年間に出席すべき日数の3分の2を超えていること。
- ④ 特別活動が合格であること。

※1 科目に合格すること。沖縄高専では学年末成績が60点以上（「C」以上）で合格と認められる。

※2 授業を受けること。沖縄高専では各科目の総授業時間数の3分の2以上の出席で履修したと認められる。

以上の条件を1つでも満たしていない場合は進級を認められず、原級留置となります。

(2) 原級留置

原級留置になると、その学年をもう一度**4月から1年間やり直す**ことになり、全ての授業科目を再度受講し直さなければなりません。ただし、4年生、5年生で原級留置になった場合、前年に修得した単位は認められ、不合格になった授業科目だけを受講することになります。

(3) 卒業の認定

5年生の課程修了が認定されれば、卒業に必要な単位すべてを修得したことになり、卒業が認定されます。

(4) 試験で不合格点を取っても...

本校における学年修了の認定は、**学年末の成績**で判断されます。そのため、例えば1回の試験の成績が59点以下であっても、必ずしも、すぐにその科目が不合格となり、原級留置になるというわけではありません。次の試験の成績等で挽回は可能です。しかし、59点以下の成績を一度取ってしまうと、次回以降に相当努力しなければ挽回は困難ですので、定期試験や中間試験では常に合格点を取るよう勉強に励んでください。もちろん、日頃の小テストや課題にしっかりと取り組むことも大事です。

7 休学・復学・退学・転科

(1) 休学・復学及び退学

家庭の事情や病気、その他やむを得ない理由によって4カ月以上継続して欠席する場合は、担任に申し出て**休学**することになります。休学する際は、医師の診断書、又は事由書を添えて休学願を学生課教務係まで提出してください。

休学を終えて**復学**する場合には、担任に申し出て復学願を学生課教務係まで提出してください。

事情によって本校に在学することが困難になった場合には、担任や保護者に相談し、慎重に検討した上で、医師の診断書、又は事由書を添えて退学願を学生課教務係に提出することになります。

これらの場合、手続きの時期によっては新学期の授業料を納入しなければならないので、注意してください。

また、休学や退学をする場合は、ノートパソコンのウイルス対策ソフトやライセンスソフトウェアの削除等が必要となりますので、ノートパソコンを情報処理センターへお持ち込みいただき処理を行ってください。

(2) 転科について

転科とは**学科を変更**することです。**3年生までに限って**、成績や各学科の学生数などの状況によっては転科が認められる場合があります。

転科を希望する場合は、保護者とも相談したうえで、クラス担任や学科担任に十分相談のうえ、10月末までに担任に申し出てください。

詳しくは、「沖縄工業高等専門学校転科生規程」を参照してください。

(3) 進路変更は慎重に...

転科や進路変更などを希望する場合、両親や家族と十分に話し合うのはもちろんですが、学校での相談先として、まずは**担任の指導**を受けることが重要です。担任は成績をはじめ、学生の学校での様子を一番よく把握しています。担任に相談し難いという場合は、**学生相談・支援室**に行くのもいいでしょう。**学生相談・支援室**では、学生のいろいろな悩みを聞いてくれます。また、必要であればカウンセラーとの面談等も可能です。

そのほか、副担任や学科担任、授業担当、クラブ顧問など、自分が話しやすいと思う教員にも相談してみましょう。人生の先輩として、真剣に相談にのってくれるはずです。

在学途中で大学等への進路変更を希望する場合、**3年修了時点で、大学や専門学校の受験資格**が得られますが、高専では大学への受験を考慮した授業は行っていないので、他の受験生に比べて不利になるということを覚悟しなくてははいけません。また、大学受験資格があるということは高校卒業の資格があるということではありません。学歴としてはあくまで高専第3学年修了です。

一生を左右する進路変更については、自分の将来を十分に考え、慎重に決めてください。

8 特別活動

沖縄高専では、1年生から3年生までの各学年に週1時間**特別活動（LHR）**の時間が割り当てられています。クラスの親睦や高専での生活に必要なルールの理解、学校行事に対するクラスとしての取り組みや学生会との連携を相談したり、他の教科に属さないあらゆる事柄を担任の指導のもとで、クラス毎に取り組みます。